

株 主 各 位

京都市南区久世東土川町364番地1  
**シライ電子工業株式会社**  
代表取締役社長 白井基治

## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
- 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13号  
メルパルク京都 5階 会議室A
- 目的事項  
報 告 事 項
  - 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
決 議 事 項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shiraidenshi.co.jp>）に掲載させていただきます。
  - ◎ 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会終了後に開催を予定しておりました会社説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回につきましては中止させていただきます。
  - ◎ 大変恐縮ではございますが、本年は株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症により厳しい状況が続くなか、社会経済の正常化に向けて全体としては持ち直しつつあります。しかしながら、原料価格の上昇や為替相場の変動、サプライチェーンに起因した供給制約等により依然として不確実性を有しており、ロシアのウクライナ侵攻により先行きの不透明感は一層高まってきております。

このような状況のなか、当社グループは国内外の主力分野であるカーエレクトロニクス・ホームアプライアンス・電子応用関連で受注が堅調に推移いたしました。その結果、当連結会計年度における売上高は29,397百万円(前年同期比31.5%増)となりました。

営業損益につきましては、経営構造改革の一環として全社的な経営意思決定の迅速化と、不採算の管理可能個別固定費の削減により経営資源の再配分を図った結果、当連結会計年度の営業利益は1,558百万円(前年同期比13倍)となり、経常利益は1,476百万円(前年同期比295倍)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,327百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失208百万円)となりました。

なお、業績の回復を受け当連結会計年度の期末配当は、10円の復配とさせていただく予定であります。

### (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染再拡大、ロシアのウクライナ侵攻、急激な為替変動などにより先行きは極めて不透明な状況にあります。

このような不透明な状況においては、全体最適の観点から、全社的な意思決定の迅速化による筋肉質な経営体制を継続し、中長期的な視点で意思決定を行うことで業績拡大に取り組んでまいります。また、品質・納期の観点からお客様のニーズを的確に把握し、変化にも迅速に対応しながらお客様の期待を上回る成果を出し続けることを積み重ねていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は873百万円であります。その主なものは、白井電子科技(珠海)有限公司における生産体制増強のための設備投資であります。

### (4) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	第 50 期	第 51 期	第 52 期	第 53 期
売 上 高 (百万円)	28,632	26,135	22,355	29,397
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	275	△146	5	1,476
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	△226	△500	△208	1,327
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△16.23	△35.82	△14.96	95.29
総 資 産 (百万円)	21,997	20,636	20,322	22,340
純 資 産 (百万円)	3,150	2,511	2,476	4,097

(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は期中平均株式数により算出しています。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### (6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の方社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の方社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
白井電子科技(香港)有限公司	152百万香港ドル	100.0%	プリント配線板の製造・販売
白井電子科技(珠海)有限公司	366百万香港ドル	100.0% (100.0%)	プリント配線板の製造

(注) 議決権比率の( )内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社を含み、連結対象子会社は8社、持分法適用会社は1社であります。当期の連結売上高は29,397百万円(前年同期比31.5%増)であり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,327百万円(前年同期は208百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)であります。

なお、白井電子科技(香港)有限公司、白井電子科技(珠海)有限公司、その他海外連結子会社4社及び持分法適用会社1社につきましては、2021年12月期の決算数値によっております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (11) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

プリント配線板の設計・製造・販売及びプリント配線板外観検査機並びに各種ソリューションビジネス商品の開発・販売を行っております。

### (12) 主要な営業所及び工場(2022年3月31日現在)

当 社	本 社 : 京都市 滋賀本社 : 三上事業所 (滋賀県野洲市) 工 場 : 富波工場 (滋賀県野洲市)・守山工場 (滋賀県守山市) センター : 野洲管理センター (滋賀県野洲市) 支店及び 営 業 所 : 営業統括 (滋賀県野洲市)・東京支店 (東京都港区) 中部営業所 (愛知県刈谷市)・九州営業所 (長崎県大村市) 本 部 : P板開発サービス統括 (埼玉県川越市)
白井電子科技(香港)有限公司	香港九龍
白井電子科技(珠海)有限公司	中国広東省珠海市
オーミハイテック株式会社	滋賀県野洲市

### (13) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,262名	34名減

(注) 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー(アルバイト)・契約社員・人材派遣人員が186名おります。

#### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
377名	24名減	44.0歳	18.8年

(注) 1. 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー・人材派遣人員が46名おります。  
2. 上記従業員数にはグループ会社への出向者19名を除いて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況(2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社りそな銀行	2,271百万円
株式会社みずほ銀行	2,160百万円
中国工商銀行股份有限公司	1,934百万円
株式会社滋賀銀行	1,558百万円
株式会社京都銀行	1,073百万円
シンジケートローン	992百万円

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社りそな銀行他3行からの協調融資によるものであります。  
2. 株式会社りそな銀行の借入金残高には社債(私募債)の未償還額200百万円を含んでおります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,976,000株 (自己株式127,461株を含む)
- (3) 株 主 数 6,768名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
白井商事株式会社	2,026千株	14.63%
シライ電子工業従業員持株会	676千株	4.89%
株式会社りそな銀行	408千株	2.95%
白井 総	391千株	2.83%
白井 治夫	378千株	2.73%
白井 由香	370千株	2.67%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	305千株	2.20%
住友バークライト株式会社	192千株	1.39%
富国生命保険相互会社	144千株	1.04%
株式会社Y. K. M	133千株	0.97%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式(127,461株)を控除して計算しております。  
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### (5) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大塚昌彦	白井電子科技(香港)有限公司 董事 白井電子科技(珠海)有限公司 董事
常務取締役	宮崎信	国内PCB事業担当
取締役	曾我義治	P板開発サービス担当兼P板開発サービス統括部長
取締役	竹中一宏	品質・技術・ソリューション担当
取締役	五藤学	経営構造改革・経営管理担当
取締役	白井基治	海外PCB事業担当 白井電子科技(香港)有限公司 董事長 白井電子科技(珠海)有限公司 董事長
取締役(監査等委員)	和氣大輔	TOWA株式会社 社外取締役 監査等委員 和氣公認会計士事務所所長
取締役(監査等委員)	五宝滋夫	株式会社一家ホールディングス 社外取締役 監査等委員 株式会社Kaizen Platform 社外監査役
取締役(監査等委員)	大橋正彦	株式会社日刊工業新聞社 専務取締役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役、取締役(監査等委員)、監査役の異動は次の通りであります。
- 2021年6月25日開催の第52回定時株主総会において、五藤学氏、白井基治氏は取締役に就任いたしました。
- 2021年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行したため、監査役 藤井幸嗣氏、五宝滋夫氏、大橋正彦氏は任期満了により退任いたしました。
- また、同日付で上中康司氏、五宝滋夫氏、大橋正彦氏が取締役(監査等委員)に就任しております。
- 2021年12月31日をもって、常務取締役山中尊夫氏は辞任いたしました。
- 2022年2月21日をもって、取締役(監査等委員)上中康司氏は辞任いたしました。
- 2022年3月14日をもって、法令の定める取締役(監査等委員)の員数を欠く事になるため、補欠取締役(監査等委員)である和氣大輔氏が取締役(監査等委員)に就任しております。



2. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
白井基治	取締役 海外事業PCB事業担当	代表取締役 社長	2022年4月1日
大塚昌彦	代表取締役 社長	代表取締役 会長	2022年4月1日
五藤 学	取締役 経営構造改革・経営管理担当	取締役 CFO・経営管理担当	2022年4月1日

3. 取締役(監査等委員)和氣大輔氏、五宝滋夫氏、大橋正彦氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、和氣大輔氏、五宝滋夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)和氣大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。大橋正彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
5. 監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	役名	職名
石角 哲也	執行役員	営業担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役(監査等委員)3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および当社子会社の、取締役、取締役(監査等委員)、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に関する事項

当社は、社外取締役（監査等委員）が構成員に含まれる取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、決議を行っております。

個人別の役員報酬額に関しましては、当社の企業理念を實踐し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とし、同業他社の動向及び水準、会社の業績、経営計画の達成度及び各担当の実績、従業員の給与水準等を総合的に考慮し決定しております。

また、取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の報酬について、区分して株主総会決議により報酬限度額の総額を決定しております。

##### ② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関しましては、2021年6月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額480百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額36百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会より一任された代表取締役社長 大塚昌彦が、上記方針に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容について決定しております。

取締役の個人別の報酬等については、決定プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された範囲内で代表取締役社長が報酬案を作成し、取締役（監査等委員）の意見を聴取し、当該意見を尊重して判断していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の報酬につきましては、取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

##### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	67 (1)	67 (1)	-	8 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7 (7)	7 (7)	-	4 (4)
監査役 （うち社外監査役）	3 (1)	3 (1)	-	3 (2)

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）和氣大輔氏は、TOWA株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。

取締役（監査等委員）五宝滋夫氏は、株式会社一家ホールディングスの社外取締役（監査等委員）、株式会社Kaizen Platformの社外監査役であります。

取締役（監査等委員）大橋正彦氏は、株式会社日刊工業新聞社の専務取締役であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係 該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	上中 康司	12回/16回	—	9回/10回	金融機関や証券会社における業務経験で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	和氣 大輔	1回/1回	—	1回/1回	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	五宝 滋夫	17回/17回	3回/3回	11回/11回	他社の監査役・取締役（監査等委員）を歴任されたことによる豊富な見識・経験を活かし、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	大橋 正彦	16回/17回	3回/3回	11回/11回	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。

### ④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC京都監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員を除く）、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し報告を受けた上で、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司及び白井電子科技(珠海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の体制の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の4つの項目を掲げております。

イ 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮

ロ 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立

ハ 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築

ニ ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実

取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努める。また、監査等委員会や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理していく。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行うこととする。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

各業務執行の責任者は、各職務分掌に基づきプロジェクト計画で決定している施策及び業務の執行を効率的に行うとともに、目標に対しての管理、改善を行っていく。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社と当社との情報管理体制を整備する。
  - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理体制を整備し、定期的に取り締役会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。
  - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
定期的に取り締役会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の  
主管部門が適切な指導を行う。
  - ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する  
ための体制  
コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査等委員会や内部監査室  
による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用  
人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査  
等委員会と協議の上、補助者を選任し、その補助者は監査等委員会の指示がある場合は  
その指示に従う。
- ⑦ 当社の監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の監査業務に係る使用人は取締役からの独立性を確保するため、当該補助  
者の人事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査等委員会に相談し意見を求める。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制  
監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役から  
その職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
  - ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を  
受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制  
監査等委員会を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。



- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取扱いを行わないことを取り決め遵守する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制  
イ 取締役及び使用人は監査等委員会が実施する監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。  
ロ 監査等委員会と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
イ 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活動を構築し、推進する。  
ロ 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。  
ハ 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。  
ニ 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制  
当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の維持、発展のためコンプライアンス委員会を月例にて開催し、法令及び社内ルールの遵守状況の把握、コンプライアンス違反に係る対応及び再発防止策の検討、コンプライアンスを大切にする風土づくりなどの審議を行いました。またその内容は必要に応じて取締役会に報告され、取締役会はその審議を通じて各取締役の職務状況が法令及び定款に適合しているかを監督しております。

また内部通報制度の運用により、通常では露見しがたい情報の取得に努めて、通報があった場合は速やかに対応しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類、経営会議議事録等、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、関係法令及び社内規程に基づき適切に保存、保管しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、期初にリスク評価を行って経営計画に反映し、リスクコントロールを設定して、月次にて経営会議、取締役会等の重要会議でその実効性をモニタリングしております。また、経営環境の変化により突発的に発生する損失・危険のリスクについても、経営会議、取締役会等で対応を速やかに審議し、必要な措置を講じております。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は月次の頻度で経営会議、取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われているかを管理指標のモニタリング及び各取締役や使用人へのヒヤリングにより確認するとともに、問題がある場合はその対応を速やかに審議し、意思決定して解決を図っております。また、監査等委員会及び内部監査室が取締役の職務執行の状況をモニタリングして取締役会に報告し、問題については是正の勧告を行っております。



- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社と関係会社との情報管理体制をグループ経営管理規程に定め、当社に報告すべき重要な事項とその報告ルートを一明確に定めて情報伝達漏れを防止しております。  
重要な子会社には当社役員を子会社役員に兼務させており、当社取締役会で子会社の業務の状況をモニタリングしております。さらに、定期的に経営会議に子会社の責任者を参加させ、業務職務執行の状況をヒヤリングし、問題があれば審議し対応を意思決定しております。また、監査等委員会及び内部監査室が子会社の業務執行状況をモニタリングして当社社長及び当社取締役会に報告し、問題があれば是正の勧告を行っております。内部通報制度を子会社にも適用し、通報があった場合は子会社の受付窓口から当社社長、監査等委員会まで報告が上がるルートを確認しております。
- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
取締役会が監査等委員会が行う監査に協力できる体制を整備し、取締役会規則で明確にしておりますが、当事業年度において当該事象は発生していません。
- ⑦ 当社の監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、あらかじめ監査等委員会に相談し意見を求めるルールを、取締役会規則に定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生していません。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制  
監査等委員は、当社の取締役会及び経営会議等の重要な会議に参加し情報の収集に努めており、各子会社の取締役会等に参加し必要な報告を受けております。また、内部監査室室長と月に一度以上面談を図ることで連携し、情報を常に共有することができております。さらに、内部通報制度において、当社社長とともに最終受領者として内部通報を洩れなく受領できる立場を確認しており、監査等委員会を通報窓口としても位置づけ、幅広く情報のチャンネルを確認しております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合はあらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めるルールを取締役会規則に定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。

また、内部通報を行った者に対する保護については内部通報処理に関する規程にて明確に定めており、違反した者には就業規則違反として罰則を定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。

- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役会規則において取締役会が監査等委員会が実施する監査に協力できる体制を確保しております。当事業年度において監査等委員の職務の執行に生ずる費用や債務処理が滞った事象はありません。

- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役会が監査等委員会の監査に協力できる環境を整える責務があることを取締役会規則に定めており、各取締役の協力のもと当事業年度の監査等委員会の監査は予定通り遅滞なく完了しております。

- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を整備、運用する体制を構築しており、当事業年度において財務報告に係る内部統制は適切に整備・運用されていることを内部監査にて確認しております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は行動規範にて反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを明確にしており、その浸透を図っております。当事業年度において反社会的勢力との関係は認められません。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、配当原資確保のため収益力を強化すると同時に企業体質強化のための内部留保を勘案し、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

上記配当方針及び業績の状況等を勘案し検討した結果、今期の期末配当については1株当たり10円とさせていただきます。中間配当は実施しておりませんので、年間配当金は1株当たり10円となります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めています。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,068</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,460</b>
現金及び預金	2,146	支払手形及び買掛金	4,261
受取手形及び売掛金	5,568	電子記録債務	1,083
電子記録債権	548	短期借入金	3,399
製品	2,103	1年内返済予定の長期借入金	2,682
仕掛品	661	1年内償還予定の社債	200
原材料及び貯蔵品	717	リース債務	127
その他	323	未払法人税等	176
貸倒引当金	△0	賞与引当金	371
<b>固定資産</b>	<b>10,272</b>	製品保証引当金	43
<b>有形固定資産</b>	<b>8,869</b>	その他	1,113
建物及び構築物	4,470	<b>固定負債</b>	<b>4,782</b>
機械装置及び運搬具	2,485	長期借入金	4,100
土地	1,287	リース債務	88
リース資産	157	退職給付に係る負債	440
建設仮勘定	179	資産除去債務	150
その他	288	その他	2
<b>無形固定資産</b>	<b>180</b>	<b>負債合計</b>	<b>18,243</b>
その他	180	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,222</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,402</b>
投資有価証券	803	資本金	90
繰延税金資産	306	資本剰余金	2,778
その他	128	利益剰余金	1,593
貸倒引当金	△16	自己株式	△59
		その他の包括利益累計額	△466
		その他有価証券評価差額金	3
		為替換算調整勘定	△465
		退職給付に係る調整累計額	△4
		非支配株主持分	161
		<b>純資産合計</b>	<b>4,097</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,340</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>22,340</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,397
売上原価	24,522
売上総利益	4,874
販売費及び一般管理費	3,315
営業利益	1,558
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	0
為替差益	82
補助金収入	74
受取保険金	25
その他	40
営業外費用	
支払利息	177
持分法による投資損失	82
その他	52
経常利益	1,476
特別利益	
固定資産売却益	5
特別損失	
固定資産売却損	4
固定資産除却損	10
減損損失	15
製品保証引当金繰入額	43
税金等調整前当期純利益	1,407
法人税、住民税及び事業税	225
法人税等調整額	△152
当期純利益	1,334
非支配株主に帰属する当期純利益	6
親会社株主に帰属する当期純利益	1,327

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,361	1,506	277	△0	3,146
会計方針の変更による累積的影響額			△11		△11
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,361	1,506	266	△0	3,134
当 期 変 動 額					
減 資	△1,271	1,271			—
親会社株主に帰属する当期純利益			1,327		1,327
自 己 株 式 の 取 得				△59	△59
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△1,271	1,271	1,327	△59	1,268
当 期 末 残 高	90	2,778	1,593	△59	4,402

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2	△811	△16	△825	155	2,476
会計方針の変更による累積的影響額						△11
会計方針の変更を反映した当期首残高	2	△811	△16	△825	155	2,464
当 期 変 動 額						
減 資						—
親会社株主に帰属する当期純利益						1,327
自 己 株 式 の 取 得						△59
連結子会社株式の取得による持分の増減						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	345	11	358	6	364
当 期 変 動 額 合 計	0	345	11	358	6	1,632
当 期 末 残 高	3	△465	△4	△466	161	4,097

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,085	流動負債	5,690
現金及び預金	680	支払手形	143
受取手形	188	買掛金	1,016
電子記録債権	541	電子記録債務	1,083
売掛金	2,097	短期借入金	500
製品	868	1年内返済予定の長期借入金	1,928
仕掛品	327	1年内償還予定の社債	200
原材料及び貯蔵品	258	リース債務	89
前渡金	0	未払金	126
前払費用	15	未払費用	238
関係会社短期貸付金	1,047	未払法人税等	9
その他	59	前受り金	60
固定資産	6,456	預り金	32
有形固定資産	2,576	賞与引当金	212
建物	871	その他	47
構築物	56	固定負債	2,966
機械及び装置	296	長期借入金	2,393
工具、器具及び備品	145	リース債務	76
土地	1,098	退職給付引当金	346
リース資産	107	資産除去債務	148
その他	1	長期未払金	2
無形固定資産	47	負債合計	8,657
ソフトウェア	29	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	7	株主資本	3,881
その他	10	資本金	90
投資その他の資産	3,832	資本剰余金	2,747
投資有価証券	15	資本準備金	1,476
関係会社株式	2,756	その他資本剰余金	1,271
出資	0	利益剰余金	1,103
関係会社長期貸付金	739	利益準備金	36
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	1,066
長期前払費用	31	別途積立金	410
繰延税金資産	263	繰越利益剰余金	656
その他	40	自己株式	△59
貸倒引当金	△14	評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
資産合計	12,542	純資産合計	3,884
		負債純資産合計	12,542

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,856
売上原価		10,550
売上総利益		2,306
販売費及び一般管理費		1,547
営業利益		758
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	0	
為替差益	72	
経営指導料	24	
雇用調整助成金	67	
その他	35	223
営業外費用		
支払利息	70	
その他	28	98
経常利益		884
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	4	
減損損失	15	24
税引前当期純利益		864
法人税、住民税及び事業税	14	
法人税等調整額	△178	△164
当期純利益		1,028



# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,361	1,476	—	1,476
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,361	1,476	—	1,476
当 期 変 動 額				
減 資	△1,271		1,271	1,271
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	△1,271	—	1,271	1,271
当 期 末 残 高	90	1,476	1,271	2,747

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	36	410	△375	71	△0	2,908
会計方針の変更による累積的影響額			3	3		3
会計方針の変更を反映した当期首残高	36	410	△371	74	△0	2,912
当 期 変 動 額						
減 資						
当 期 純 利 益			1,028	1,028		1,028
自 己 株 式 の 取 得					△59	△59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,028	1,028	△59	968
当 期 末 残 高	36	410	656	1,103	△59	3,881

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2	2	2,911
会計方針の変更による累積的影響額			3
会計方針の変更を反映した当期首残高	2	2	2,915
当期変動額			
減 資			
当期純利益			1,028
自己株式の取得			△59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	969
当期末残高	3	3	3,884

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

シライ電子工業株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	中 村	源 ㊟
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	江 口	亮 ㊟
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シライ電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

シライ電子工業株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 村 源 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 江 口 亮 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5月20日

シライ電子工業株式会社 監査等委員会  
監査等委員(社外) 和 氣 大 輔 ㊟  
監査等委員(社外) 五 宝 滋 夫 ㊟  
監査等委員(社外) 大 橋 正 彦 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第13条 [条文省略]	第1章 総則 第1条～第13条 [現行どおり]
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	[削除]

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) [条文省略]</p> <p>[新設]</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 [現行どおり]</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>しらい もとはる 白井基治 1992年4月16日</p>	<p>2017年7月 JPモルガン証券株式会社入社 2018年5月 PISE Singapore Pte.Ltd.入社 General Manager 2019年4月 当社入社 2020年6月 執行役員海外構造改革・特命担当 2021年6月 取締役海外事業担当 2022年4月 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 白井電子科技（香港）有限公司 董事長 白井電子科技（珠海）有限公司 董事長</p>	80,000株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>おおつか まさひこ 大塚昌彦 1969年8月17日</p>	<p>1993年8月 当社入社 2012年4月 検査機・ソリューション部長 2018年6月 取締役ソリューション事業担当 2020年4月 常務取締役技術・ソリューション担当 2020年7月 代表取締役社長 2022年4月 代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 白井電子科技（香港）有限公司 董事 白井電子科技（珠海）有限公司 董事</p>	2,700株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
3	再任 ごとう まなぶ 五 藤 学 1979年2月11日	2008年12月 新日本有限責任監査法人入所 2016年2月 公認会計士登録 五藤学公認会計士事務所開設 代表(現任) 2018年2月 当社入社 2020年6月 執行役員国内構造改革・経営管理担当 2021年6月 取締役構造改革・経営管理担当 2022年4月 取締役CFO・経営管理担当(現任)	300株
4	再任 みやま しのぶ 宮 崎 信 1960年3月7日	1990年8月 当社入社 2005年4月 三上工場長兼生産管理部長 2007年4月 白井電子科技(香港)有限公司出向 部長 2012年1月 白井電子科技(珠海)有限公司出向 本部長 2012年12月 白井電子商貿(深セン)有限公司出向 本部長 2016年4月 生産本部長 2018年6月 取締役国内生産担当兼PCB生産本部長 2020年7月 常務取締役PCB事業担当 2021年4月 常務取締役国内PCB事業担当(現任)	15,500株
5	再任 そが よしはる 曾 我 義 治 1967年7月14日	1990年4月 当社入社 2007年4月 生産担当部長 2010年4月 生産担当本部長 2011年10月 白井電子科技(珠海)有限公司出向 本部長 2018年6月 取締役品質・技術統括担当 2020年4月 取締役P板開発サービス担当兼P板開発サービ ス統括部長(現任)	14,000株
6	再任 たけなか かずひろ 竹 中 一 宏 1962年11月8日	1986年4月 当社入社 2008年4月 白井電子科技(香港)有限公司出向 部長 2013年4月 品質保証本部長 2019年4月 生産本部長 2020年4月 グローバル品質保証統括部長 2020年6月 取締役品質・技術・ソリューション担当(現任)	22,100株

(注) 1. 取締役候補者の選定方針

当社は、経営理念に基づき、経営理念の実現に貢献できる知識、能力、経験を持ち、また、当社の取締役としてふさわしい人格、高い見識や幅広い視野、倫理観、公正性、誠実性を有している者を取締役候補者として選定し、取締役会で十分審議した上で、株主総会にお諮りすることを基本方針としております。

本定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案通り承認された場合、6名の取締役が就任することになりますが、今後適切な経営の意思決定を行うにあたっては適正な規模及び布陣であると考えております。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。

4. 各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社および当社子会社の取締役、取締役（監査等委員）、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年6月に更新予定であります。各候補者が就任した場合は当該保険の被保険者となります。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリックス 当社は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人財にて構成するものとします。そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただいた場合を前提に作成しております。

		企業経営 ロマン	事業戦略	製 造 品質管理	商品開発 技術開発 市場開発	DX 推 進 IT・情報通信	現状否定 変 革 実 行 力	財務・会計 税 務	法 務 ガバナンス 内部統制	SDGs
白 井 基 治	代表取締役社長	○	○		○	○	○	○		○
大 塚 昌 彦	代表取締役会長	○	○				○			
五 藤 学	取締役CFO	○				○	○	○	○	
宮 崎 信	常務取締役		○	○			○			○
曾 我 義 治	取締役		○	○	○					○
竹 中 一 宏	取締役		○	○						○

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

本決議の効力は次期定時株主総会が開催される時までとします。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
新任 社外 しみずくみこ 清水久美子 1977年10月23日	2004年6月 株式会社総合進学セミナー入社 2013年12月 弁護士登録 弁護士法人ビーブレイン入所 2014年6月 清水法律事務所開設 2018年10月 弁護士法人清水法律事務所代表弁護士（現任）	—株

- (注) 1. 候補者の清水久美子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の清水久美子氏は社外取締役候補者であります。
3. 候補者の清水久美子氏を候補者とした理由について  
 これまで社外役員として会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知見により法令を含む客観的視点から経営の監視を遂行していただくことに適任であり、取締役会の透明性の向上や監督機能の強化に寄与していただける適切な人材であることから、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
4. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について  
 清水久美子氏が監査等委員である取締役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
5. 補欠の監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について  
 当社は、当社および当社子会社の取締役、取締役（監査等委員）、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。清水久美子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となります。  
 当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
  - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第52回定時株主総会において、年額480百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年250,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株



式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針に沿うものであると判断しております。なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の

決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の個人別報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、当社の企業理念を實踐し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とする。同業他社の動向及び水準、会社の業績、経営計画の達成度及び各担当の実績、従業員の給与水準等を考慮して総合的に判断するものとし、経済状況や社会情勢等も勘案して適宜見直しを図るものとする。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、月例の固定報酬及び株式報酬とし、取締役（監査等委員）の基本報酬は月例の固定報酬を支払うこととする。

2. 取締役の個人別報酬額の決定に関する手続

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬額については、取締役会での決議にもとづき、代表取締役社長に内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、本基本方針及び当該決議を踏まえて配分するものとする。

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行取締役の職務執行を監査・監督する立場を考慮して、個人別報酬額については、監査等委員である取締役の協議によって定める。

① 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、同業他社や同規模企業の支給水準や従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

② 非金銭報酬(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

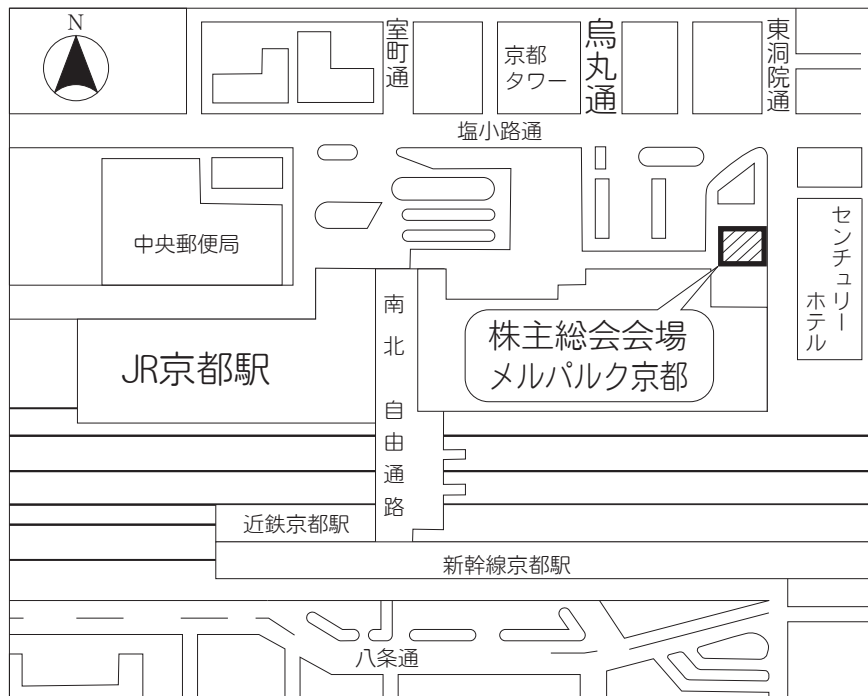
非金銭報酬は、株式報酬として譲渡制限付株式を定時株主総会終了後1ヵ月以内に役職に応じて付与する。中長期的な企業経営を實踐するインセンティブを付与するために、譲渡制限期間は当社の取締役会が定める取締役としての地位を退任または退職した時点までとする。

以上



## <株主総会会場ご案内図>

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13号  
メルパルク京都 5階 会議室A



J R 京都駅中央改札口出て右手徒歩 3 分

○ なお、駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 本総会受付にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご利用ください。
- ◎ 予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ◎ 本総会にご出席の株主様は、開催日当日におけるウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 本総会会場内におきましても、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shiraidenshi.co.jp>) に掲載させていただきます。